

「高次脳機能障害支援普及事業」から 「高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業」へ

○概要

高次脳機能障害は診断基準の4症状のみだけでなく、失語症など他の合併障害を併存することが多く、合併障害についても実際に各支援拠点機関において対応していただいている現状である。しかし、今までの名称ではそういった対応をしていただいていることがわかりにくく、「実際に対応しているのか」という問い合わせも多く寄せられていること等を踏まえ、平成25年度から、これまでの「高次脳機能障害支援普及事業」から、「高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業」とする。

○内容

これまでの高次脳機能障害支援普及事業と同様とする。

○時期

平成25年4月1日から適用。

高次脳機能障害支援普及事業

【概要】

都道府県に高次脳機能障害者への支援拠点機関を置き、高次脳機能障害者に対する専門的な相談支援、関係機関との地域支援ネットワークの充実、高次脳機能障害に関する研修等を行い高次脳機能障害者に対して適切な支援が提供される体制を整備する。
(都道府県地域生活支援事業として実施)

【事業の具体的内容】

- 支援拠点機関に相談支援コーディネーターを配置し、専門的な相談支援、関係機関との連携、調整を行う
- 講演・シンポジウムの開催及びポスター、リーフレットの作成・配布をする等の普及啓発活動を行う
- 自治体職員、福祉事業者等を対象に高次脳機能障害支援に関する研修を行い、地域での高次脳機能障害支援体制の整備を行う
- 支援拠点等全国連絡協議会への協力
- 高次脳機能障害情報・支援センターにおいては、各都道府県拠点機関との連携、各種支援プログラムの検証と改正、取組を促す研修事業、普及啓発活動に加え、様々な情報を収集・整理・発信し、また諸機関に対する相談を実施するなど、中央拠点として総合的な支援を行う

【支援拠点機関の例】

リハビリテーションセンター、大学病院、県立病院 等

【相談支援コーディネーターの例】

社会福祉士、保健師、作業療法士、心理技術者等、高次脳機能障害者に対する専門的相談支援を行うのに適切な者

出典：厚生労働省資料